

議案第 1 1 9 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 8 号中「又は」を「、」に、「の規定」を「又は第 3 条の 4 第 1 項の規定」に改め、同条中第 2 8 7 号を削り、第 2 8 8 号を第 2 8 7 号とし、第 2 8 9 号から第 2 9 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条中「第 2 条第 2 9 3 号」を「第 2 条第 2 9 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 8 8 号の改正規定は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合の営業者の地位の承継についての承認の申請に対する審査を手数料を徴収する事務に追加し、及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。